

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の健康管理に関する訓令

岩手県警察職員健康管理規程（昭和60年岩手県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 健康管理体制

第1節 総括健康管理者等（第4条－第10条）

第2節 健康管理医（第11条－第13条）

第3節 健康管理委員会等（第14条－第19条）

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進（第20条－第22条）

第2節 健康診断（第23条－第32条）

第3節 保健指導及び面接指導（第33条・第34条）

第4節 健康管理区分等（第35条－第42条）

第5節 感染症に対する措置（第43条・第44条）

第4章 雑則（第45条－第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、常勤の一般職の職員（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定に基づき、臨時的に任用されたものをいう。以下同じ。）を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、この訓令に定める事項を適切に実施するほか、職員の健康の確保に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、健康の確保のため必要な事項について、所属長、健康管理医（法第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）等、保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。以下同じ。）等の健康管理に従事する者の指示又は指導を受けたときはこれを遵守するとともに、常に自己の健康の保持増進に努めなければならない。

第2章 健康管理体制

第1節 総括健康管理者等

（総括健康管理者）

第4条 岩手県警察に総括健康管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、次に掲げる業務を統括管理する。

（1） 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 健康障害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理上必要な事項に関すること。

(健康管理責任者)

第5条 岩手県警察に健康管理責任者を置き、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）をもって充てる。

2 健康管理責任者は、総括健康管理者の指揮の下、前条第2項各号に掲げる業務を管理する。

(健康管理者)

第6条 所属に健康管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 健康管理者は、総括健康管理者の指揮の下、健康管理責任者と連携して所属における第4条第2項各号に掲げる業務を管理する。

(健康管理担当者)

第7条 所属に健康管理担当者を置き、本部及び学校にあつては次長、副所長、副隊長又は副校長（総務担当）を、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

2 健康管理担当者は、健康管理者の指揮の下、所属に係る第4条第2項各号に掲げる業務を行う。

(衛生管理者等)

第8条 別表第1に掲げる事業場（以下「事業場」という。）の区分に応じ、それぞれ同表に定める衛生管理者又は衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）を置く。

2 前項の場合において、本部事業場（事業場としての本部をいう。以下同じ。）に置く衛生管理者のうち1人は専任の衛生管理者とし、保健師の資格を有するものをもって充てる。

3 衛生管理者は、事業場に係る次に掲げる業務のうち技術的事項を管理する。

- (1) 健康に異常のある職員の発見及び処置に関すること。
- (2) 勤務環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 勤務条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 衛生用具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。

4 衛生推進者は、健康管理者の指揮の下、事業場に係る前項各号に掲げる業務を行う。

5 衛生管理者等は、第3項各号に掲げる業務を処理したときは、処理状況を別に定める様式による衛生活動記録簿に記録し、処理後1年間保存するものとする。

(選任及び解任の手続等)

第9条 厚生課長は、本部事業場に置く衛生管理者の選任及び解任を行う。

2 所属事業場（事業場としての所属をいい、本部事業場に含まれる所属を除く。以下同じ。）の健康管理者は、当該所属事業場に置く衛生管理者等の選任及び解任を行う。

3 厚生課長及び所属事業場の健康管理者（以下「厚生課長等」という。）は、衛生管理者等を選任又は解任したときは、別に定める様式による衛生管理者等選任（解任）報告書により総括健康管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者等の代理者)

第10条 厚生課長等は、衛生管理者等が事故等により業務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

第2節 健康管理医

(委嘱)

第11条 別表第1に定めるところにより健康管理医を置き、本部長が委嘱して充てる。

(職務)

第12条 健康管理医は、事業場に係る次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- (1) 職員の健康診断及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 職員の作業の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (4) 職員の健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (5) 職員の衛生教育に関すること。
- (6) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

（選任及び解任の手続）

第13条 健康管理医の選任及び解任の手続は、本部長が別に定めるところによる。

第3節 健康管理委員会等

（設置）

第14条 岩手県警察に総括健康管理委員会（以下「総括委員会」という。）を置く。

- 2 本部事業場に本部健康管理委員会（以下「本部委員会」という。）を、所属事業場に所属健康管理委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。
- 3 本部委員会及び常時勤務する職員の数（臨時的任用職員及び非常勤職員（相談員、講師、嘱託医等の職にある非常勤職員で、他に主たる生計の途を有する者を除く。）の数を含む。以下同じ。）が50人以上の所属事業場に置く所属委員会は、法第18条に規定する衛生委員会を兼ねるものとする。

（所掌事務）

第15条 総括委員会は、職員の健康の確保に関する基本計画その他の重要事項を調査審議する。

- 2 本部委員会は、本部事業場に係る次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 労働災害（法第2条第1号に規定する労働災害をいう。）の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要な事項に関すること。
- 3 所属委員会は、所属事業場に係る前項各号に掲げる事項を調査審議する。

（組織）

第16条 総括委員会、本部委員会及び所属委員会（以下「委員会」と総称する。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は別表第2のとおりとする。

（委員長及び副委員長の職務）

第17条 委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第18条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して説明若しくは意見を求め、又は委員会の会議へ出席を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会の会議における議事で重要なものに係る事項について、別に定める様式による健康管理委員会議事録に記録し、会議終了後3年間保存しなければならない。

（庶務）

第19条 総括委員会及び本部委員会の庶務は警務部厚生課（以下「厚生課」という。）において、所属委員会の庶務は所属事業場の健康管理を担当する部署において処理する。

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進

(勤務環境の維持管理)

第20条 健康管理者は、職員の勤務環境について、換気、採光、保温、清潔の保持等に努めなければならない。

2 警務部会計課長及び署長は、その管理に係る庁舎において、前項の勤務環境の改善を図るため適切な措置を講ずるものとする。

(健康の保持増進のための措置)

第21条 健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について便宜を図るなど必要な措置を講ずるものとする。

(メンタルヘルスに関する措置等)

第22条 健康管理責任者は、職員のメンタルヘルス（心の健康をいう。以下同じ。）の保持のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 定期健康診断時等に併せて職員のメンタルヘルスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）を実施すること。
- (2) メンタルヘルスチェックの結果に基づき、必要な事後指導を実施すること。
- (3) メンタルヘルスに関する相談窓口を整備し、職員に当該相談窓口の情報を提供すること。
- (4) メンタルヘルスに関する教養を実施すること。

2 健康管理者は、所属における職員のメンタルヘルスの保持のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 職員のメンタルヘル스에配慮した勤務環境を整備すること。
- (2) メンタルヘルスに関する教養を実施すること。
- (3) メンタルヘルスに関する相談を実施し、メンタルヘルス不調（心の病をいう。）の職員又はその疑いのある職員を早期に把握すること。

3 健康管理者は、前項第3号に規定する職員を把握したときは、健康管理責任者と連携し、早期回復のため専門医の紹介等の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 健康診断

(健康診断の種類)

第23条 健康診断の種類は、定期健康診断、臨時健康診断及び採用時健康診断とする。

(定期健康診断)

第24条 定期健康診断は、対象職員（職員のうち勤務を離れて療養している職員（以下「療養者」という。）及び総括健康管理者がその都度指定する職員を除いたものをいう。以下同じ。）に対して行う臨時健康診断及び採用時健康診断以外の全ての健康診断をいう。

2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第44条第1項に規定する定期健康診断は、対象職員に対して、毎年定期に行う。

3 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する対象職員に対して、毎年定期に健康診断を行う。

4 前2項に規定するもののほか、対象職員に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令、国の指針等に基づき必要な健康診断を行う。

5 前3項に規定するもののほか、定期健康診断の検査又は検診（以下「検査等」という。）の項目その他実施の細目は、その都度総括健康管理者が定める。

(臨時健康診断)

第25条 臨時健康診断は、対象職員に対して、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律

第114号。以下「感染症法」という。)第6条第1項に規定する感染症(五類感染症を除く。)をいう。)が流行し、又はそのおそれがある場合その他総括健康管理者が必要と認めたとときに行う。

2 臨時健康診断の検査等の項目その他実施の細目は、その都度総括健康管理者が定める。

(採用時健康診断)

第26条 採用時健康診断は、職員として採用する者に対して、総括健康管理者が指定する医療機関において、別に定める様式による採用者健康診断書により行う。

(健康診断の実施)

第27条 健康診断(採用時健康診断を除く。以下この条から第29条まで及び第31条において同じ。)は、総括健康管理者が指定する医療機関又は検査機関において行う。

2 総括健康管理者は、健康診断を実施するときは、その旨を健康管理者に通知するものとする。

(健康管理者の措置)

第28条 健康管理者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかにその旨を対象職員に周知しなければならない。

2 健康管理者は、対象職員に健康診断を受けさせなければならない。

3 健康管理者は、公務により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない対象職員がいるときは、総括健康管理者の指示するところにより健康診断を受けさせなければならない。

(受診の義務)

第29条 対象職員は、健康管理者の指示に従い健康診断を受けなければならない。

2 対象職員は、やむを得ない理由(公務を除く。)により健康診断を受けることができなかったときは、健康診断終了後1月以内に、別途医師の健康診断を受け、その結果を健康管理者を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

3 前項の報告の手続は、その都度総括健康管理者が定める。

(健康診断結果の通知)

第30条 健康管理責任者は、健康診断の結果を健康管理者に通知するものとする。

2 健康管理者は、前項の通知を受けたときは、速やかに健康診断を受けた対象職員又は職員として採用する者(以下「対象職員等」という。)に対してその結果を通知しなければならない。

(精密検査等)

第31条 健康管理者は、健康診断の結果、精密検査を要するとの所見が認められた対象職員がいるときは、速やかに当該対象職員に対して医療機関において精密検査を受けるよう指導しなければならない。

2 対象職員は、前項の指導に従い精密検査を受けなければならない。

3 対象職員は、前項の規定により精密検査を受けたときは、その結果を健康管理者を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

4 前項の報告の手続は、その都度総括健康管理者が定める。

(健康診断結果の記録の保存)

第32条 健康管理者は、健康診断の結果に係る記録を別に定める様式による健康管理個人簿につづり、これを当該健康診断実施後5年間保存しなければならない。ただし、保存期間に関し法令に別段の定めがあるものは、当該法令に定める期間保存しなければならない。

2 健康管理個人簿は、省令第51条に規定する健康診断個人票を兼ねるものとする。

3 健康管理者は、職員が他の所属に異動したときは、当該職員に係る健康管理個人簿を異動先の健康管理者に送付しなければならない。

4 健康管理者は、職員が退職したときは、当該職員に係る健康管理個人簿を退職後5年間保存するものとする。

第3節 保健指導及び面接指導

(保健指導)

第33条 健康管理責任者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める対象職員等に対し、健康管理者と連携して医師又は保健師による保健指導を行うものとする。

2 対象職員等は、第30条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の保健指導を利用して、健康の保持に努めるものとする。

(面接指導)

第34条 健康管理者は、過重労働（長期間にわたる長時間労働をいう。）による健康障害の防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 職員の時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。）及びこれに伴う疲労の蓄積状況を的確に把握すること。

(2) 前号の疲労の蓄積状況が省令第52条の2に規定する面接指導の対象となる要件に該当する職員（以下「該当職員」という。）がいるときは、速やかに総括健康管理者に報告すること。

(3) 該当職員に医師による面接指導を受けさせること。

2 該当職員は、健康管理者の指示に従い医師による面接指導を受けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、面接指導の実施の細目は、本部長が別に定めるところによる。

第4節 健康管理区分等

(療養の申請等)

第35条 職員は、勤務を離れて療養（引き続き30日以上療養する場合に限る。）し、又はその療養期間を延長するときは、別に定める様式による療養（延長）等申請書に診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類（以下「診断書等」という。）を添付して、健康管理者に提出しなければならない。

2 職員は、別表第3に掲げる健康管理区分（以下「健康管理区分」という。）のうち要軽業若しくは要注意に係る事後措置の基準による生活規制の面の事後措置（措置を受ける期間（以下「措置期間」という。）が引き続き30日以上の場合に限る。）を求め、又は措置期間の延長を求めるときは、療養（延長）等申請書に診断書を添付して、健康管理者に提出しなければならない。

3 職員は、やむを得ない事情により療養（延長）等申請書を提出する前に勤務を離れて療養を開始した場合において、当該やむを得ない事情がやんだときは、速やかに健康管理者に療養（延長）等申請書及び診断書等を提出しなければならない。

(健康管理区分の指定申請等)

第36条 健康管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別に定める様式による健康管理区分指定等申請書に必要な書類を添付して、総括健康管理者に申請しなければならない。

(1) 職員から療養（延長）等申請書の提出があったとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、健康管理区分の指定基準に該当し、別表第3に掲げる事後措置の基準による事後措置（措置期間が引き続き30日以上の場合に限る。）が必要と認められる職員がいるとき。

2 総括健康管理者は、前項の申請があったときは、健康管理医、主治医、保健師等の意見を勘案して健康管理区分を指定し、別に定める様式による健康管理区分指定等通知書により、健康管理者に通知しなければならない。

3 健康管理者は、前項の通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

(健康管理区分の変更及び解除の申請等)

第37条 職員は、健康管理区分の変更又は解除を求めるときは、別に定める様式による健康管理区分変更（解除）申請書に診断書を添付して、健康管理者に提出しなければならない。

2 健康管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに健康管理区分指定等申請書に必要な書類を添付して、総括健康管理者に申請しなければならない。

(1) 職員から健康管理区分変更（解除）申請書の提出があったとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、健康管理区分を変更又は解除する必要があると認めるとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(取扱状況の報告)

第38条 総括健康管理者は、前2条の規定により健康管理区分の指定、変更又は解除を行ったときは、その取扱状況を随時本部長に報告するものとする。

(事後措置)

第39条 健康管理者は、健康管理区分の指定を受けている職員（以下「指定職員」という。）に対して、別表第3に掲げる事後措置の基準に基づき、適切な事後措置を講じなければならない。

- 2 指定職員は、健康管理者の講ずる事後措置に従い健康の回復及び傷病の再発防止に努めなければならない。
- 3 健康管理者は、指定職員以外の職員で傷病のため療養が必要なものがあるときは、指定職員に係る事後措置に準じて、必要な生活規制及び指導を行うものとする。
- 4 前項の規定による生活規制及び指導を受けた職員は、これに従わなければならない。

(病状報告等)

第40条 健康管理者は、療養者がいるときは、随時本人、家族、主治医等からその病状を確認するものとする。

- 2 健康管理者は、指定職員（健康管理区分のうち要休業の指定を受けている職員を除く。以下この項及び第6項において同じ。）がいるときは、当該指定職員が健康管理区分の指定を受けた日（以下「指定日」という。）から6月ごとにその病状を確認するものとする。
- 3 健康管理者は、前2項の規定により病状を確認したときは、別に定める様式による職員病状報告書により総括健康管理者に報告しなければならない。
- 4 健康管理者は、第1項の規定による病状確認のため必要があると認めるときは、療養者に対して診断書の提出を求めることができる。
- 5 療養者は、前項の規定により診断書の提出を求められたときは、健康管理者に診断書を提出しなければならない。
- 6 指定職員は、指定日から12月ごとに健康管理者に診断書を提出しなければならない。

(職場復帰支援)

第41条 健康管理者は、傷病により長期にわたり勤務を離れて療養している職員の円滑な職場復帰を確保するため、職場復帰訓練その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 職場復帰訓練の実施の細目は、本部長が別に定めるところによる。

(人事異動時の関係書類の引継ぎ)

第42条 健康管理者は、職員が他の所属に異動したときは、当該職員に係る第35条から第37条まで及び第40条に規定する申請、通知、報告等の関係書類（以下「健康管理区分指定等関係書類」と総称する。）を異動先の健康管理者に送付しなければならない。

- 2 健康管理区分指定等関係書類は、健康管理個人簿と分離して保管しなければならない。

第5節 感染症に対する措置

(防疫)

第43条 健康管理者及び職員は、常に、感染症（感染症法第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）の予防に努めなければならない。

- 2 健康管理者は、職員が感染症に感染し、又は感染のおそれがあるときは、直ちに総括健康管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。

(予防接種)

第44条 予防接種は、感染症が流行し、又はそのおそれがある場合その他総括健康管理者が必要と認めたときに、健康管理医又は保健医療機関の指導の下に実施するものとする。

- 2 健康管理者は、前項の予防接種の記録を健康管理個人簿につづり保管するものとする。ただし、総括健康管理者から別段の指示があった場合は、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、感染症に関する措置に関し必要な事項は、その都度総括健康管理者が定める。

第4章 雑則

(個人被ばく線量の記録の保管等)

第45条 厚生課長は、原子力災害発生時において、放射線に被ばくするおそれのある地域で活動する職員に係る個人被ばく線量（以下「職員の被ばく線量」という。）の記録の保管を行う。

2 前項に規定するもののほか、職員の被ばく線量の管理に関する細目は、本部長が別に定めるところによる。

(傷病による死亡報告)

第46条 健康管理者は、職員が傷病により死亡したときは、速やかに当該職員の氏名、死亡日時、傷病名等を総括健康管理者に報告しなければならない。

(適用の特例)

第47条 臨時的任用職員及び非常勤職員の健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第48条 職員の健康の確保に関する業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の岩手県警察職員健康管理規程（以下「旧訓令」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の指定を受けている職員は、この訓令による改正後の岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定によりそれぞれ同表の右欄に掲げる健康管理区分の指定を受けたものとみなす。

要療養（A-1）	要休業（A）
要軽業（B-1）	要軽業（B）
要軽業（B-2）	要軽業（B）
要注意（C-1）	要注意（C）
要注意（C-2）	要注意（C）
治ゆ（D-2）	解除（D）
治ゆ（D-3）	解除（D）

3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により講じられている保護措置は、新訓令の規定により講じられた事後措置とみなす。

4 新訓令に規定する別に定める様式は、この訓令の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。

(岩手県警察職員の任用に関する訓令の一部改正)

5 岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受考資格)	(受考資格)
第12条 [略]	第12条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、昇任選抜考査及び昇任選考考査を受考することができない。	4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、昇任選抜考査及び昇任選考考査を受考することができない。
(1) [略]	(1) [略]

<p>(2) 考査実施日において、<u>岩手県警察職員健康管理規程（昭和60年岩手県警察本部訓令第8号）</u>に定める健康管理区分A（要療養）又はB（要軽業）に該当している者</p> <p>5 [略]</p>	<p>(2) 考査実施日において、<u>岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（平成27年岩手県警察本部訓令第7号）</u>に定める健康管理区分A（要休業）又はB（要軽業）に該当している者</p> <p>5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1（第8条、第11条関係）

事業場	衛生管理者	衛生推進者	健康管理医	摘要
本部（刑事部機動捜査隊、交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び学校を除く。）	3人		1人	生活安全部地域課の鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。
刑事部機動捜査隊		1人		分駐隊を含む。
交通部運転免許課	1人		1人	自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。
交通部交通機動隊		1人	1人	分駐隊を含む。
交通部高速道路交通警察隊	1人		1人	分駐隊及び分遣班を含む。
警備部機動隊		1人		
学校	1人		1人	
常時勤務する職員の数が200人を超え500人以下の署	2人		1人	交番、駐在所及び警備派出所を含む。
常時勤務する職員の数が50人以上200人以下の署	1人		1人	
常時勤務する職員の数が50人未満の署		1人	1人	

別表第2（第16条関係）

委員会	委員長	副委員長	委員
総括委員会	総括健康管理者	健康管理責任者	各部の庶務担当課及び警務部会計課の健康管理者 本部事業場に置く健康管理医及び専任の衛生管理者
本部委員会	健康管理責任者	厚生課厚生調査官（その職が欠員のときは厚生課の健康管理担当者）	各部の庶務担当課の健康管理担当者 本部事業場に置く健康管理医及び衛生管理者
所属委員会	当該所属事業場の健康管理者	当該所属事業場の健康管理担当者	当該所属事業場に置く健康管理医及び衛生管理者等 当該所属委員会の委員長が当該所属事業場の職員の中から指名する1人以上の職員

備考 所属委員会に係る委員のうち健康管理医及び衛生管理者等については、これらが置かれている所属事業場に限る。

別表第3（第35条、第36条、第39条関係）

健康管理区分			事後措置の基準	
名称	記号	指定基準	生活規制の面	医療の面
要休業	A	勤務を休む必要があり、かつ、医師による直接の医療行為又は定期的な観察指導を必要とする。	病気休暇、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。	1 療養に専念させる。 2 必要な治療を受けるよう指示する。 3 医師の定期的な観察指導を受けるよう指示する。 4 医師の指導を守らせる。

要軽業	B	勤務に制限を加える 必要があり、かつ、 医師による直接の医 療行為又は定期的な 観察指導を必要とす る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 職務又は勤務場所の変更、休暇等 の方法により、勤務を軽減し、かつ 、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務 、宿日直勤務及び出張をさせない。 2 柔道、剣道、逮捕術、警備訓練、 体育等の訓練等をさせない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な治療を受けるよう指示する。 2 医師の定期的な観察指導を受けるよう指 導する。 3 医師の指導を守らせる。 4 発病又は傷病の再発防止のため必要な指 導等を行う。
要注意	C	勤務をほぼ平常に行 ってよいが、医師に よる直接の医療行為 又は定期的な観察指 導を必要とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 深夜勤務、時間外勤務、休日勤務 、宿日直勤務及び出張を体調に合わ せて軽減する等の制限をする。 2 柔道、剣道、逮捕術、警備訓練、 体育等の訓練等を体調に合わせて軽 減する等の制限をする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な治療を受けるよう指示する。 2 医師の定期的な観察指導を受けるよう指 導する。 3 医師の指導を守らせる。 4 発病又は傷病の再発防止のため必要な指 導等を行う。
解 除	D	平常の勤務でよく、 医師による直接の医 療行為又は観察指導 を必要としない。		